

# 吹田民主商工会 いんぷお め〜しょん



吹田市川園町20-1  
TEL (06) 63383-2211  
FAX (06) 63802-8160  
http://www.suita-minshou.com  
suta-ms@jasmine.ocn.ne.jp

## 消費税はNO

10月23日に毎月定例の消費税廃止吹田連絡会の宣伝行動を旭町商店街のスクランブル交差点で行い、民商・新婦人・なくす会から9名が参加しました。マイク宣伝とビラ配布を行いました。消費税増税が強行されて1年になりましたが、このコロナ禍の中、世界では消費税を減税する国が増えていくことをビラでもマイクでも強く訴えました。この日はとても反応も良くビラも多く受け取ってもらえました。



## 固定資産税が軽減されます

固定資産税は、所得がゼロでも資産があれば課税される税金です。今回、新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が一定以上減少している場合、令和3年度分の固定資産税及び都市計画税が軽減されることとされました。

対象は令和2年2月から10月までの連続した3か月間の売上高が、

- ① 前年同期間と比べて30%以上50%未満減少している場合には、課税標準額の2分の1
- ② 50%以上減少している場合には、課税標準額の全額対象になる物件は

① 設備等の償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税 (通常、取得額または評価額の1.4%)

② 事業用家屋に対する都市計画税 (通常、評価額の0.3%)  
※事業用であっても土地は軽減の対象となりません。

申請期間は  
令和3年1月4日〜令和3年2月1日

申請に必要なものは

- ① 会計帳簿等で、令和2年2月〜10月までの任意の連続する3か月間の売上が前年同期間と比べて30%以上減少していることが確認できるもの
- ② 常時使用する従業員数が1千人以下である旨の誓約書
- ③ 性風俗関連特殊営業を行っていない旨の誓約書
- ④ 『認定経営革新等支援機関等※』の認定を受けて
- ⑤ 認定経営革新等支援機関とは、専門知識や実務経験が一定レベル以上の者に対し、国が認定する公的な支援機関です。具体的には、商工会や商工会議所など中小企業支援者のほか、金融機関、税理士、公認会計士、弁護士等が主な認定支援機関として認定されています。

## 家賃支援給付金・

### 持続化給付金の申請は年内に

両給付金の申請期限は2021年1月15日までです。両制度とも書類を整える必要がありますが、特に家賃支援は非常に煩雑です。申請を希望する方は急いでください。相談を希望される方は電話でご連絡ください。

### 売上減少の要件は前年と比較して

・ 持続化給付金は今年1月以降に売上が半減した月があること

・ 家賃支援給付金では今年5月以降に売上が半減した月がある、もしくは5月以降に連続した3か月で30%以上減少した期間があること

(ただし個人白色申告や青色申告で毎月の売上を青色申告決算書に毎月の売上を記載していない場合は年間売上の月平均と比較になります。申告の添付書類で毎月の売上が証明できる場合はそれと比較します。)

### 必要書類 (持続化・家賃支援共通)

所得税・法人税の確定申告書 (個人・令和元年分、法人・売上減少の対象となる期間を含む年度分)  
申告書の添付書類で前年売上を証明するもの (収支内訳書・青色申告決算書・法人事業概況説明書、個人白色は場合によっては税務署で発行される納税証明書その2「所得証明」)

売上減少した期間の売上を証明する帳簿・試算表など  
給付金受取を希望する預金通帳 (表紙と1・2ページ目)  
本人確認書類 (運転免許証「表・裏」など)

### 必要書類 (家賃支援のみ)

- ・ 賃貸借契約書
- ・ 直近3か月分の賃料支払いを証明する通帳・領収書など
- ・ 家賃支援給付金事務局が求める賃貸人 (大家) の証明書
- ・ 当初の契約期間 (2年間) から自動更新されている
- ・ 売買や相続で賃貸人 (大家) が変わった
- ・ 営業を承継したため自分が当初賃貸契約していない
- ・ 賃貸契約や家賃支払を証明する書類がない
- ・ コロナの影響のため賃料支払の猶予を受けた など

## 伝言板

全日本年金者組合吹田支部主催 年金問題学習会  
大阪地裁の不当判決と今後の裁判について

11月7日 (土) 13時30分 内本町コミセン  
講師：喜田 嵩之 弁護士 (年金裁判弁護団顧問)

### 無料法律相談 (要予約)

11月19日 (木) 13時00分  
北大阪総合法律事務所の弁護士による出張相談会です。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共においしく！